百五十七　都道府県知事又は特別区の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項に規定する指定都市の区の区域をいう。）を処理する特別区の区長	国家戦略特別区域法第十二条の五第十項に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験実施指定事務であって第五十九条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第百五十九条で定めるもの						
百五十八　都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第百六十条で定めるもの						
		都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第百六十条で定めるもの						
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十条で定めるもの						
		国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であって第百六十条で定めるもの						
		難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第百六十条で定めるもの						
		法務大臣	戸籍関係情報であって第百六十一条で定めるもの						
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十二条で定めるもの						
		内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百六十二条で定めるもの						

百五十九　文部科学大臣又は厚生労働大臣	公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）による公認心理師の登録に関する事務であって第百六十一条で定めるもの	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律による公的給付の支給を実施する行政機関の長等（行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）を含む。）に対する公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する事務であって第百六十二条で定めるもの							
百六十　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する公的給付の支給を実施する行政機関の長等（行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）を含む。）に対する公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する事務であって第百六十三条で定めるもの									

百六十一　都道府県等知事等

「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和二十九年社発第三百八十一号厚生省社会局長通知）に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）と同様な